

○厚生労働省告示第百四十一号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十項の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品（平成十五年厚生労働省告示第二百九号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十六日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別表第1の1中(215)を(218)とし、(210)から(214)までを(213)から(217)までとし、(209)を(211)とし、その次に次のように加える。

(212) ラムシルマブ（遺伝子組換え）

別表第1の1中(208)を(210)とし、(156)から(207)までを(158)から(209)までとし、(155)を(156)とし、その次に次のように加える。

(157) 乳濁細胞培養インフルエンザHAワクチン（プロトタイプ）

別表第1の1中(154)を(155)とし、(133)から(153)までを(134)から(154)までとし、(132)の次に次のように加える。

(133) 沈降10価肺炎球菌結合型ワクチン（無莢膜型インフルエンザ菌プロテインD、破傷風トキソイド、ジフテリアトキソイド結合体）